

## 選択制確定拠出年金制度導入にかかわる

### 団体交渉を行いました

2024年6月27日（木）選択制確定拠出年金（以下DC）についての団体交渉が行われました。理事会側からの説明がなされ、これに対して組合側から質問・交渉する形式で実施されました。

#### 1. 理事会側の説明概要

- ・「選択制」とあるとおり、**教職員に強制するものではなく自主的判断により選択できる。**
- ・定年を迎えた65歳以降の老後資産を補完するツールであり、福利厚生の一環として導入したい。運用益は、65歳の定年以降に年金あるいは一時金として受け取ることとなる。
- ・掛金は、給与天引きと同様の形式で運用業者の口座へ振込される。
- ・教職員側のメリットとしては、節税や社会保険料の軽減効果があることと、掛金の運用益が非課税となる点にある。とりわけ節税効果について強調したい。
- ・ただし、**65歳までは途中解約・脱退はできない。**運用商品によっては元本割れするリスクもある。
- ・令和7年4月1日から制度運用を開始したい。（その後、11月19日の常務理事会で、制度運用開始予定時期は延期された）

#### 2. 組合の質問・交渉概要

- ・すべての部科校において、組合員や労働者代表だけでなく、一般の教職員に対してもDCについての説明が行われるか確認を行い、「もれなく全ての部科校に対して行います」との回答を得ました。また、運用業者の正式選定後、大学職員だけでなく業者の説明者とともに説明を行うことも説明されました。
- ・有価証券での運用が基本となれば元本割れリスクがあるが、定期預金等で運用する選択はないのかと質問し、「定期預金を商品とした元本保証型の商品もオプションの中にあります」との回答を得ました。
- ・DC導入に伴って給与体系自体の変更が生じると考えられるが、どのような設計で行うかとの質問に対し、「拠出金額に相当する金額が基本給そのものから減額される」と回答を得た後に「**賞与、超過勤務手当や退職金の算定基礎においては、減額されない数字を使って不利益が生じないように設計する**」との説明をあわせて受けました。
- ・DC実施に際しての口座管理手数料は誰が負担するのか質問し、大学が負担するとの回答を得ました。ただし、日本大学を退職して他の大学等の機関へ移籍する際のDC脱退にかかる手数料等については、自己負担となる場合があると説明されました。

- ・ DC 加入後に拠出金額を変更することは可能であるか質問し、可能であるとの回答を得ました。また、金額変更時に手数料はかからないことも確認しました。ただし、DC 自体が脱退を考慮した設計となっていないため、途中での脱退や拠出金額をゼロにすることはできないとの説明を受けました。あわせて、選択する商品を変更する際の手数料についても、大学が負担するとの説明がありました。
- ・ 運用商品の選択可能数ほどの程度になるか質問し、基本ルールとしては 35 種の商品を上限として提示するとの回答を得ました。ただし、現状では何種の商品を提示できるか決定していないとのことでした。
- ・ DC 導入は金融機関からの働きかけに応じる形で導入するのか、理事会が自ら主導して導入に動いているのか、どちらかと質問し「大学主導で動きだしました」との回答を得ました。あわせて他大学との情報交換がきっかけになり導入を進めたとの説明もありました。
- ・ 社会保険料の本人負担分が軽減されるということは、法人側も軽減されるのではないかと確認し「当然、法人も軽減されます」と回答されました。
- ・ 教職員の社会保険料が軽減される反面、将来受け取る厚生年金保険（老齢年金<sup>\*1</sup>、障害年金<sup>\*1</sup>や遺族年金<sup>\*1</sup>）、健康保険（傷病手当金<sup>\*2</sup>、出産手当金<sup>\*2</sup>）、雇用保険（失業手当金<sup>\*3</sup>、育児休業給付金<sup>\*3</sup>）の額が減少することについて指摘したところ、指摘のとおりであると回答されました。（\*1 給与・賞与の総額 \*2 直近1年間の給与 \*3 直近6ヶ月の給与 それぞれに比例する。）
- ・ 実際に DC 制度の運用が開始された後、手続等の実際の窓口はどこになるのか質問し、「各学校の庶務課ということになると思います」と回答されました。組合は庶務課職員の負担が増えることへの懸念を伝えました。

### 3. 今後に向けて

団体交渉の席上では、上にあげた内容のほかに、教職員が意思決定をする際に必要な金融商品・投資情報に関するサポートをどう行うのかという懸念を示し、あわせて研究・教育機関を移籍することが多い大学教員のキャリアに則したシミュレーション例を提示するよう求めました。

また、DC について検討する際には退職金や老後の資金運用に関する問題と切り離すことはできず、退職金と他の年金制度との関係や、物価上昇が運用益の価値に与える影響等をあわせて説明するように求めました。

さらには、DC にかかる費用の一部を大学が負担することになり、選択加入した教職員と選択しなかった教職員との間に不公平が生じないかという問題も指摘されました。

今回、理事会側の説明では、DC 導入の際のメリットばかりが強調されており、デメリットやリスクについての説明が不十分であると考えます。部科校での説明が行われる際にはこの点にも注意して臨むようにしなければなりません。

# 日本大学の退職金について

DCについて検討する際には退職金や老後の資金運用に関する問題と切り離すことはできません。皆さんは、ご自分の退職金がどのくらいになるかご存じでしょうか。

日本大学の退職金は、「日本大学共済財団」に加入されている教職員と加入されていない教職員とでは「支給規程」が異なります。共済財団への加入申請は2012年3月31日をもって停止されましたので、2012年3月31日以前採用者と、2012年4月1日以降採用者で、退職金の計算方法が異なります。また、2012年3月31日以前採用者はほとんどが共済財団に加入しているのでその前提で説明します。

## 1. 退職金支給基準について

採用年月によって支給月数が違います。

- ① 採用が2012年(平成24年)3月31日以前 が表1です。
- ② 採用が2012年(平成24年)4月1日以降 が表2です。

(表1) 2012年(平成24年)3月31日以前に共済財団に加入履歴がある者：日本大学共済財団退職金支給規程に基づく支給

財団年数(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
支給月数(カ月)	1	2	3	4	6	7	8	9	10	12	14	16	18	20	22
財団年数(年)	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
支給月数(カ月)	24	26	28	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60	63

\* 財団員年数30年以上は、1年を増すごとに3を加算する。

\* 退職金計算の際に生ずる100円未満は、100円に切り上げる。

(表2) 2012年(平成24年)4月1日以降に採用された者：日本大学教職員退職金支給規程に基づく支給

在職年数(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
支給月数(カ月)	0.7	1.4	2.1	2.8	3.5	4.2	4.9	5.6	6.3	7.0	8.4	9.8	11.2	12.6	14.0	15.4	16.8	18.2	19.6	21.0
在職年数(年)	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
支給月数(カ月)	23.1	25.2	27.3	29.4	31.5	33.6	35.7	37.8	39.9	42.0	44.1	46.2	48.3	50.4	52.5	54.6	56.7	58.8	60.9	63.0

\* 40年以上は同率とする。

\* 専任教員で定年退職した者の支給月数である。

## 2. 退職特別慰労金について

採用年月によって違います。退職金支給基準と同様に支給されるか、されないか違いがあります。

- ① 採用が2012年(平成24年)3月31日以前 が(表3)で支給されます。
- ② 採用が2012年(平成24年)4月1日以降 は支給されません。

(表3) 2012年(平成24年)3月31日以前に共済財団に加入履歴がある者  
：日本大学共済財団退職特別慰労金支給規程に基づく支給

財団年数(年)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	30年以上は同		
支給率(%)	50	51	52	53	54	55	57	59	61	63	65	68	71	74	77	80	率とする。		

支給される①の人は財団員として15年以上在職し、1. 大学の都合により退職したとき 2. 定年により退職したとき 3. 在職中に死亡したとき 4. 傷病その他これに準じる事由により退職されたとき「慰労金」として支給される。希望によって年金に替えることもできる。(詳細は慰労金支給規程にあります。)

### 3. 退職金の算定基礎について

算定基礎は「基本給」ではなく、「本給」です。「基本給」は「本給」と「加給」の合計であって、退職金の算定基礎となる「本給」は「基本給」の8割の水準です。

#### 退職金の計算

$$\text{退職金} = \text{退職時の最終基本給の本給月額} \times \text{支給月額}$$

退職時の基本給 A が分かれば計算できます。基本給は毎年4月の給与時に記載されている何等級の何号を元に、2等級ずつ加算すれば退職時の基本給は分かります。昇給・昇格があればその都度計算することになります。

(参考) 1. 大学教授 (30歳から勤務, 65歳で定年の場合) 689,000円

2. 2018年3月31日以前採用・付属中高校教員 (22歳から勤務, 65歳で定年の場合) 634,400円

3. 2018年4月1日以降採用・付属中高校教員 (22歳から勤務, 65歳で定年の場合) 506,900円

退職時の基本給 (円)	A	円
退職時の本給は基本給の8割 (円)	$A \times 0.8 = B$ (本給)	
支給月額 (●歳から●歳) C年間 (勤続年数)	退職支給基準表から算出 = Z	

退職時の最終基本給の本給月額	支給月額	退職金
$A \times 0.8 = B$	Z	$B \times Z$

#### (2) 慰労金の計算

$$\text{慰労金} = \text{退職時の最終基本給の本給月額} \times \text{年数} \times \text{支給率}$$

退職時の最終基本給の本給月額	年数 × 支給率	慰労金
$A \times 0.8 = B$ (本給)	$C$ (年数) × 支給率 = D	$B \times D$

日本大学教職員組合の活動などは以下のホームページでご覧いただけます。また、ご意見、ご加入に関するお問い合わせは以下のメールアドレスまでお願いいたします。

日本大学教職員組合ホームページ <a href="https://union-nihon.sakura.ne.jp">https://union-nihon.sakura.ne.jp</a>	Eメール nichidai.kumiai@gmail.com
	